

運用指針

第2条①一口

現場特有の状況に対応するための創意工夫

現場発生立木の移植による有効利用

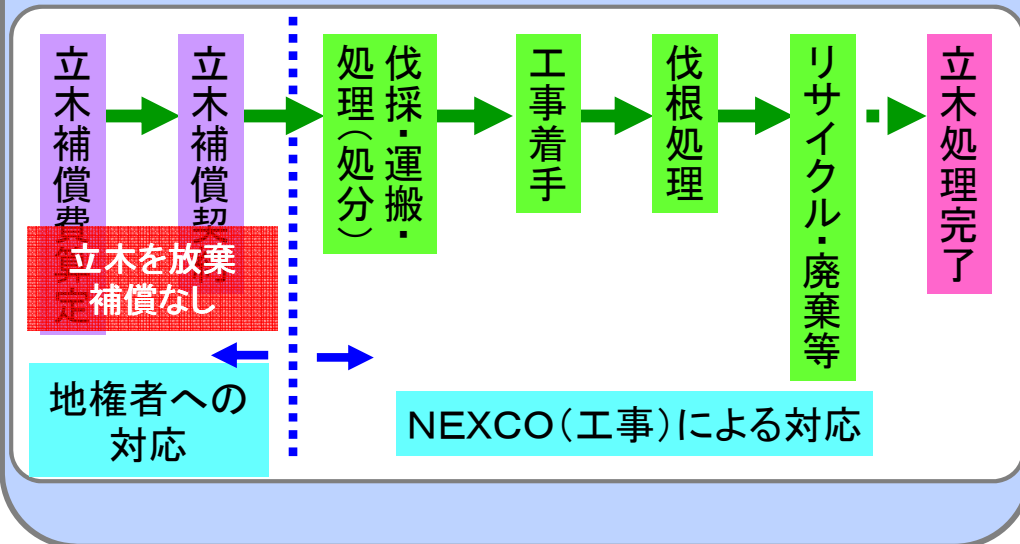
オオヌマコウエン

モリ

(道央自動車道 大沼公園IC～森IC)

## 当初計画

- ・用地取得予定地に存在する立木について、幼木である理由から**地権者が放棄**
- ・用地取得地の立木は**チップ化によるパルプ原料及び廃棄処分にて計画**
- ・当該区間は冬期視程障害対策として、苗木植栽及び防雪柵の設置を計画



## 経営努力による変更

- ・当該用地取得予定地は冬期視程障害対策に使用しているトドマツ、景観木等に用いられるイチイの幼木が約600本存在
- ・移植の適否、**防雪林としての活用**について検討
- ・用地取得地の立木を防雪林、景観木として移植し、活用



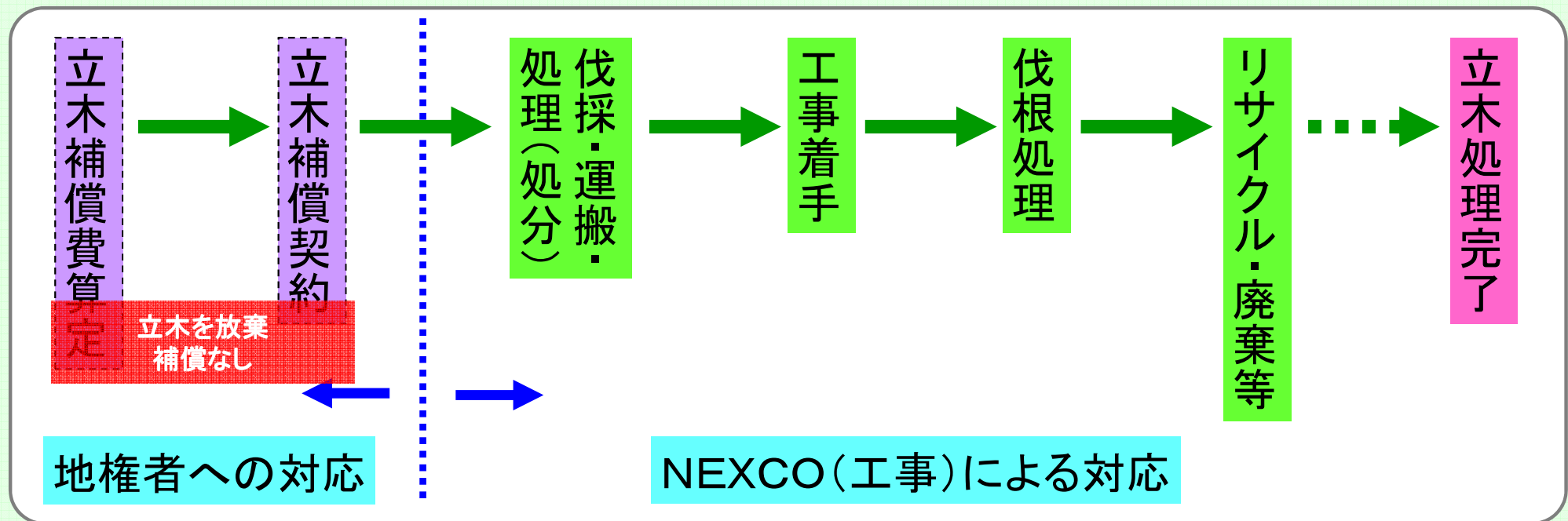
## 道央自動車道 大沼公園IC～森ICの路線概要

- ・道央自動車道は、道南と道央さらには道北を結ぶ高速自動車国道でH26.11末現在の開通延長は約444km
- ・道央自動車道 大沼公園～森間(延長約9.7km)は平成24年11月10日に開通
- ・道南方面への定時性の向上による物流の機能強化に加え、大雨や津波などによる災害時の緊急輸送路としてのリダンダンシーが確保



## 【当初計画】現場発生立木の処理方法

- ・用地内に**トドマツ、イチイの植林樹木の幼木**が**本線内に存置**状況で引渡された(地権者が立木を放棄)
- ・幼木の場合、製材用としての価値はなく、一般的には雑木扱い
- ・存置されたトドマツ、イチイの植林樹木は、**チップ化によるパルプ原料及び廃棄処分する計画**
- ・当該区間は冬期視程障害対策として、苗木植栽及び防雪柵の設置を計画





# 現場発生立木の処理費削減のための検討

## 防雪林としての活用に着目し、防雪柵の省略を検討

- ・トドマツはこれまで視程障害対策(防雪林)として植樹している
- ・当該現場発生立木は樹高1~4m程度であり、現場内で容易に移植が行える
- ・移植した樹木は防雪機能を果たすまでに約5年程度と考えられ、通常の樹高50cm程度の苗木と比較すると早期の機能発揮が期待でき、防雪柵の設置を省略できる



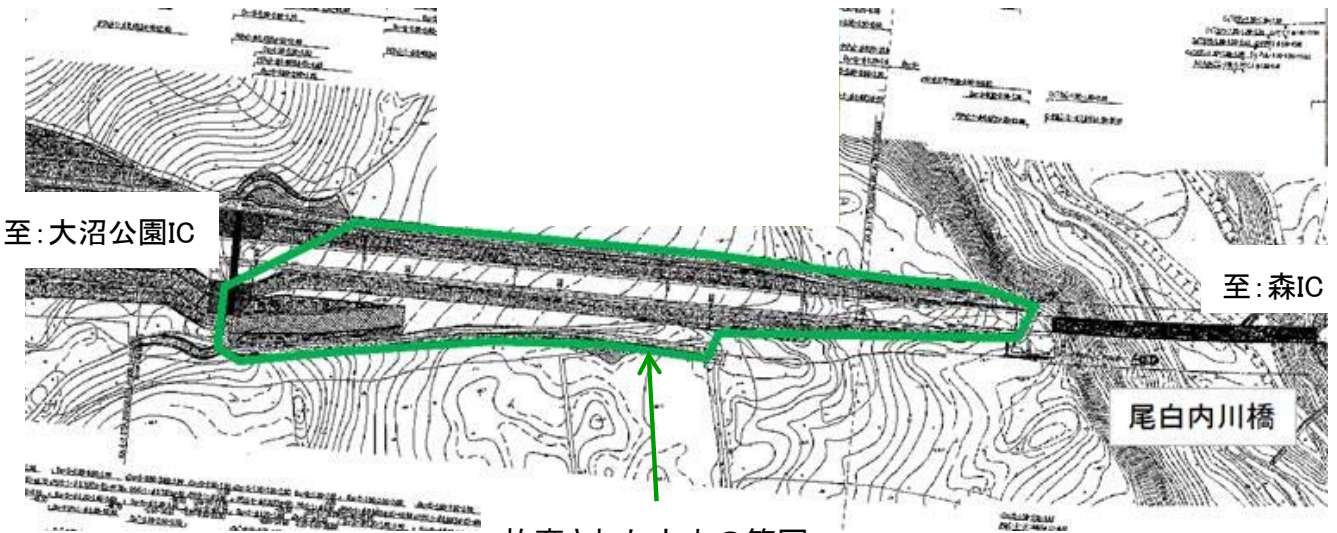
現場のトドマツ

## 景観木としての活用に着目

- ・イチイは景観木として価値がある

## ■放棄立木活用にあたっての課題

- (1) 移植樹木としての適性
- (2) 移植時期の調整
- (3) 経済性



放棄された立木の範囲

# 現場発生立木の有効利用にあたっての取組み①

## (1) 移植樹木としての適性

移植に適している**樹高3.5m以下の樹木と病害虫の被害がみられない樹木**を、社員が立木の状態調査を実施し、344本を抽出



仮移植した立木

## (2) 移植時期の調整

- 樹木の移植は、通常1年の中で成長期とならない時期を選定するため、本線及びICで移植可能な箇所を選定し、移植
- 工程調整が難しい箇所については、**仮移植（98本）を実施**

防雪林としての活用



トドマツ1本当たり

## (3) 経済性

	放棄立木(幼木)を移植	購入木により新たに植樹	備考
新規の樹木費(購入)	0	3,800円	
移植費(現地立木)	16,000円	0	
防雪柵	0	41,000円	1m
立木の処理費	0	6,800円	
計	16,000円	51,600円	▲35,600円

## 現場発生立木の有効利用にあたっての取組み②

### ■ 移植本数

- ・トドマツ278本を移植(内、仮移植32本)し、防雪林として機能していることを平成24年、25年冬季に確認
- ・イチイ66本の移植を実施(全て仮移植を実施)



景観木としての活用(落部IC)

### 【経緯】

	地元協議	協定・設計
平成18年3月	当初計画案	協定締結(会社・機構)
平成18年3月	立木放棄地の用地買収	
平成20年4月～平成20年7月	立木の状態調査	
平成20年8月	本移植246本、仮移植98本	
平成24年6月	本移植98本	

## 経営努力要件適合性の認定について

取得した立木の活用を検討し、適正な品質・安全性を確保しつつ、防雪林、景観木に活用することにより視程障害対策費等のコストを縮減したことは、**現場特有の状況に対応するための創意工夫**である。

運用指針第2条第1項第1号ロに該当

### 《申請された会社の経営努力》

取得した立木を防雪林、景観木に活用することによる廃棄物処理費用、視程障害対策費の縮減

#### 助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針（抜粋）

##### 第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減（適正な品質や管理水準を確保したものに限る。）について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

- ① 次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

**ロ 申請の対象である現場特有の状況に対応するための創意工夫**